

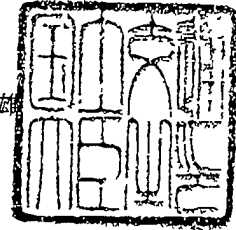
認 定 書

国住指第1482号

平成 16年 10月 18日

三菱樹脂株式会社
取締役社長 神尾 章 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2第一号から第三号まで(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1 認定番号

NM-0860

2 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ポリエチレンテレフタレート樹脂フィルム・ポリエステル系樹脂フィルム張/裏面エポキシ系樹脂
塗装/溶融亜鉛めっき鋼板

3 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。